

議案第 80 号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

令和 3 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成 12 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 19 項第 4 号イ中「第 6 2 項に」を「第 6 1 項に」に改め、同号イの表備考中「第 6 2 項第 1 号」を「第 6 1 項第 1 号」に改め、別表中第 30 項を削り、第 31 項を第 30 項とし、第 32 項から第 52 項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表第 53 項第 1 号ア(7)の表中「第 6 1 項及び第 6 2 項」を「第 6 0 項及び第 6 1 項」に改め、同項を別表第 52 項とし、同表中第 54 項から第 62 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

議案第 81 号

大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例の制定について

令和 3 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例

大津市立障害者通所施設条例（平成 24 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項に掲げるもののほか、大津市立北部子ども療育センターにおいては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定するサービスのうち、相談支援を提供する。

附 則

この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

議案第 82 号

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和 3 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例（平成 26 年条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 42 条第 4 項第 1 号中「第 24 条第 3 項」の次に「（同法附則第 73 条第 1 項の規定により
読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第 5 項中「行う者」を「行う施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 83 号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

令和 3 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24
年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 42 条」の次に、「・第 43 条」を加える。

第 27 条第 1 項第 4 号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第 13 条第 3 項第 2 号に規
定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改
め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第 42 条を第 43 条とし、第 5 章中同条の前に次の 1 条を加える。

（電磁的記録）

第 42 条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条
例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形
等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下こ
の条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代
えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識す
ることができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるも
のをいう。）によりこれらを行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条第1項第4号ア及びイの改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に母子生活支援施設の長として勤務している者は、この条例による改正後の大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。

議案第 84 号

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

令和 3 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26 年条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 49 条」の次に「・第 50 条」を加える。

第 49 条を第 50 条とし、第 6 章中同条の前に次の 1 条を加える。

（電磁的記録）

第 49 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、
この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、
図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以
下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面
に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認
識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供され
るものをいう。）によりこれらを行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 85 号

大津市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

令和 3 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

大津市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24
年条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

（電磁的記録）

第 17 条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定にお
いて書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚に
よって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において
同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書
面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ
ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）
によりこれらを行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和 3 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 31 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第 8 章 雑則（第 107 条）
附則」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 8 章 雑則

（電磁的記録等）

第 107 条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 15 条第 1 項（第 60 条、第 64 条、第 78 条、第 85 条、第 86 条、第 90 条、第 98 条及び第 103 条において準用する場合を含む。）、第 19 条（第 60 条、第 64 条、第 78 条、第 85 条、第 86 条、第 90 条、第 98 条及び第 103 条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりこれらを行うことが

できる。

- 2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によりこれらを行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す
る条例の制定について

令和 3 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す
る条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支
援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 4 号）の一部を次
のように改正する。

目次中「附則」を「第 3 章 雑則（第 62 条）
附則」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 3 章 雑則

（電磁的記録等）

第 62 条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、
この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、
図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以
下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 12 条第 1 項、
第 16 条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁
的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作
られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりこれら

を行うことができる。

2. 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によりこれらを行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和 3 年 6 月 4 日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第 3 章 雑則（第 47 条）
附則」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 3 章 雑則

（電磁的記録等）

第 47 条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりこれらを行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下

「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によりこれらを行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和 3 年 6 月 4 日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

（電磁的記録等）

第 22 条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりこれらを行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である

場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によりこれらを行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例の制定について

令和 3 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サ
ービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 7 号）の
一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第 17 章 雑則（第 205 条）
附則」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 17 章 雑則

（電磁的記録等）

第 205 条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類する
もののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複
本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有
体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第
12 条第 1 項（第 45 条第 1 項及び第 2 項、第 45 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項、第
96 条、第 96 条の 5、第 124 条、第 150 条、第 150 条の 4、第 160 条、第 160 条
の 4、第 173 条、第 186 条、第 191 条、第 195 条、第 195 条の 1.2 並びに第 195

条の20において準用する場合を含む。)、第16条(第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第195条の12、第195条の20、第202条、第202条の11並びに第202条の22において準用する場合を含む。)、第55条第1項、第105条第1項(第111条の4において準用する場合を含む。)、第199条の3第1項(第202条の11及び第202条の22において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりこれらを行うことができる。

- 2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によりこれらを行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和 3 年 6 月 4 日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第 10 章 雑則（第 91 条）
附則」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 10 章 雑則

（電磁的記録等）

第 91 条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりこれらを行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するも

の（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によりこれらを行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和 3 年 6 月 4 日 提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の次に次の 2 条を加える。

（就業環境の整備）

第 9 条の 2 保護施設は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第 9 条の 3 保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第10条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 保護施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第18条第2項中「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）、第9条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第18条第2項（新条例第26条、第32条及び第38条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

大津市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

令和 3 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

大津市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 2 条」を「一第 2 条の 2」に改め、「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を、「立体横断施設」、「乗合自動車停留所」、「路面電車停留場等」及び「自動車駐車場」の次に「の構造」を加え、「第 7 章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第 33 条—第 37 条）」を「第 7 章 旅客特定車両停留施設の構造（第 33 条—第 43 条）
第 8 章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第 44 条—第 48 条）」に改める。

第 2 条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改め、第 1 章中同条の次に次の 1 条を加える。

（災害等の場合の適用除外）

第 2 条の 2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

「第 2 章 歩道等」を「第 2 章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第 3 条中「道路を」を「道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を」に改める。

第4条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「いう。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、大津市道の構造の技術的基準を定める条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、大津市道の構造の技術的基準を定める条例第43条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第5条第1項及び第2項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第12条第2号中「装置」を「設備」に改め、同条第5号中「いること」の次に「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていること」を加え、「から籠内が」を「にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第8号、第9号及び第13号中「装置」を「設備」に改める。

第13条中「。以下」を「。以下この条において」に改める。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 路面電車停留場等」を「第5章 路面電車停留場等の構造」に改める。

「第6章 自動車駐車場」を「第6章 自動車駐車場の構造」に改める。

第37条中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条を第48条とする。

第36条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に、「路面の」を「路面又は床面の」に改め、同条を第47条とする。

第35条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の2項を加え、同条を第46条とする。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の設備に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第34条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加え、同条を第45条とする。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音声によるものを除く。）、便所の出入口及び第42条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であつて、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第33条に次の4項を加え、同条を第44条とする。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第33条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この項において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を点字、音声その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 旅客特定車両停留施設の構造

（通路）

第33条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建

設省令第25号)第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。)が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、5.0メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 前項の1以上の通路(以下「移動等円滑化された通路」という。)において路面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合にあつては、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター(第35条の基準に適合するものに限る。)又は傾斜路(第36条の基準に適合するものに限る。)を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること

等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第34条 移動等円滑化された通路及び公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第35条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）

にあつては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書に定める構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数並びに籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第36条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）

は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合におい

ては、この限りでない。

- (1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。
 - (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、12パーセント以下とすることができる。
 - (3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。
- 2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
 - 3 第13条第3号から第5号まで及び第7号から第9号までの規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第37条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

- (1) 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。
 - (2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の路面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。
 - (3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造とし、かつ、車止めを設けること。
- 2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。
 - 3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第38条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第39条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。
- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備を設けること。
- (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造とすること。

（運行情報提供設備）

第40条 旅客特定車両停留施設には、旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（便所）

第41条 第30条から第32条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第31条第1項第1号中「第25条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第25条各号」と読み替えるものとする。

（乗車券等販売所、待合所及び案内所）

第42条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第33条第1項各号に掲げる基準に適合するものとする。
- (2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

Ⅶ 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

Ⅷ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものとすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

（券売機）

第43条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 4 号

工事委託契約の締結について

次のとおり工事委託契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 2 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

- | | |
|-----------|--|
| 1 委託業務の名称 | 大津市道幹 1 0 0 9 号線道路整備事業に伴う橋梁整備工事 |
| 2 委託業務の場所 | 大津市真野三丁目 |
| 3 委託業務の概要 | 橋梁整備工事
橋梁杭基礎工 一式
橋 梁 橋 台 工 一式
護 岸 工 一式 |
| 4 契 約 方 法 | 随意契約 |
| 5 契 約 金 額 | 2 6 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円 |
| 6 契約の相手方 | 滋賀県道路公社 |

議案第 95 号

工事委託契約の締結について

次のとおり工事委託契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 21 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

- | | |
|-----------|---|
| 1 委託業務の名称 | 大津市道幹 1035 号線大谷 1 号橋補修工事 |
| 2 委託業務の場所 | 大津市大谷町 |
| 3 委託業務の概要 | 橋梁補修工事
舗装打換工 一式
橋面防水工 一式
断面修復工 一式
石灰除去工 一式
剥落防止工 一式
防護柵取替工 一式 |
| 4 契約方法 | 随意契約 |
| 5 契約金額 | 419,100,000 円 |
| 6 契約の相手方 | 京阪電気鉄道株式会社 |

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月4日提出

大津市長 佐藤 健 司

1 被告となるべき者

大津市比叡平一丁目45番2号

滋賀共有山林組合

2 請求の趣旨

被告に対し、本市が平成29年12月26日付けで差し押さえた利益配当金支払請求権の取立権に基づき、平成29年度分から令和2年度分までの利益配当金34,555,795円を支払うことを求め、及び訴訟費用の負担を求める。

3 事件の概要

- (1) 本市は、平成29年12月26日、固定資産税及び都市計画税を長期にわたり滞納している者が被告に対して有する利益配当金支払請求権を差し押さえた。
- (2) 本市は、前号の差し押さえた利益配当金支払請求権の取立権に基づき、被告に対して再三にわたり利益配当金の支払を求めたが、被告は、現在に至るまでその支払に応じていない。
- (3) よって、被告に対し、前項の請求の趣旨により訴えを提起する。

4 上訴の方針

判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

議案第97号

訴訟上の和解について

次のとおり訴訟上の和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月4日提出

大津市長 佐藤 健 司

1 係属裁判所及び事件名

大津地方裁判所令和2年（ワ）第371号リース料請求事件

2 当事者

草津市草津町1862番1

原告 株式会社トヨタレンタリース滋賀

大津市御陵町3番1号

被告 大津市

3 和解条項

- (1) 原告及び被告は、令和元年6月1日付けで締結された大津市立志賀北幼稚園通園バスに係る賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）の同年11月1日から令和6年10月31日までのバス2台分の賃借料の総額が14,212,220円であることを相互に確認する。
- (2) 原告は、前号の賃借料のうち4,051,300円を被告から受領したことを認める。
- (3) 被告は、原告に対し、第1号の賃借料のうち5,830,220円を、令和3年8月31日限り、原告が指定する預貯金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (4) 被告は、原告に対し、第1号の賃借料から第2号の既払金及び前号の規定に従って支払われた金額を控除した残額について、次に掲げる賃貸借期間の区分に応じ、それぞれ定める額

を、本件賃貸借契約に係る契約書（以下「本件契約書」という。）第5条で定めるところに基づき、原告が指定する預貯金口座に振り込む方法により支払うこととする。ただし、振込手数料は被告の負担とする。

ア 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで 1,676,400円

イ 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 1,676,400円

ウ 令和6年4月1日から同年10月31日まで 977,900円

(5) 原告及び被告は、前各号に定めるもののほか、本件賃貸借契約の内容は、本件契約書で定めるとおりであることを相互に確認する。

(6) 原告は、被告に対するその余の請求を放棄する。

(7) 原告及び被告は、前各号に定めるもののほか、本件賃貸借契約に関し、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(8) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(参考)

事件の概要

本件賃貸借契約を締結して本市に対して幼稚園通園バス2台を貸し付けている原告が、本件契約書に賃借料の年額が台当たりの金額であることの明示がないことを理由として、本市が1台分の賃借料のみを支払い、残りの1台分の賃借料を支払おうとしないなどとして、本市に対し、未払賃借料（4,051,300円）及び将来の支払が期待できない1台分の賃借料相当額（6,007,100円）を支払うこと、又は幼稚園通園バス2台の返還及び当該返還の日まで1日につき1台当たり金4,656円の賃料相当損害金を支払うことを求めて訴えを提起したもの

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和3年6月4日提出

大津市長 佐藤 健 司

[REDACTED]
[REDACTED]

5, 635, 308円

平成24年10月1日、[REDACTED]の体育館において、相手方が、体育祭の準備をしていたところ、同体育館のステージ横の壁面に立て掛けられていた長机3基が突然倒れてそのそばに立っていた相手方の頭部に当たり、そのまま体勢を崩して倒れた際に当該長机と近くに置かれていたピアノとの間に頸部を挟まれ、負傷したもの